

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第1224号)

平成25年7月12日

横情審答申第1224号

平成25年7月12日

横浜市長 林 文子 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 三 辺 夏 雄

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に基づく
諮問について（答申）

平成24年12月27日環創地第694号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申第1067号にある「特定年月日
付で地籍調査課に提出された手紙（地籍調査に関するもので3ページのも
の）」に対する横浜市側の回答書、返事などの文書のすべて、及び稟議書」
の非開示決定に対する異議申立てについての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市長が、「横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申第1067号にある「特定年月日付で地籍調査課に提出された手紙（地籍調査に関するもので3ページのもの）」に対する横浜市側の回答書、返事などの文書のすべて、及び稟議書」を非開示とした決定は、妥当である。

2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、「横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申第1067号にある「特定年月日付で地籍調査課に提出された手紙（地籍調査に関するもので3ページのもの）」に対する横浜市側の回答書、返事などの文書のすべて、及び稟議書」（以下「本件申立文書」という。）の開示請求（以下「本件請求」という。）に対し、横浜市長（以下「実施機関」という。）が、平成24年11月12日付で行った非開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるといものである。

3 実施機関の非開示理由説明要旨

本件申立文書については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号）第2条第2項に規定する行政文書が存在しないため非開示としたものであって、その理由は、次のように要約される。

- (1) 本件申立文書は、過去に横浜市が地籍調査を実施した地区の特定箇所の地籍調査の内容に関して、当該箇所に関係する個人（以下「本件個人」という。）が実施機関に提出した手紙（以下「本件手紙」という。）に対し、実施機関が回答、返事などの文書を作成したとの前提に立ち、当該文書の全て及び決裁文書の開示を求めたものである。
- (2) 本件手紙について、その趣旨を確認するために本件個人に連絡し、面談を行ったことにより、その対応は終了したため、文書による回答等をする必要がなくなった。よって、本件手紙について、回答等に係る文書は作成していない。
したがって、本件申立文書は、作成しておらず、保有していないため、非開示とした。
- (3) なお、本件個人との面談を行うに当たり、本件個人に対して連絡を求める旨の文

書（以下「連絡文書」という。）を送付した事実がある。連絡文書は、本件手紙に対して回答等を行った文書ではないため、本件請求に係る対象行政文書には該当しないが、本件手紙に関係する文書であるため、連絡文書の存在を異議申立人（以下「申立人」という。）に教示した。その後、申立人から連絡文書について開示請求がなされ、一部開示決定を行っている。

4 申立人の本件処分に対する意見

申立人が、異議申立書及び意見書において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 本件処分を取り消し、本件申立文書の開示を求める。
- (2) 本件手紙については、横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申第1067号にあるとおり、各審査会委員がインカメラにより確認した結果として、「市民の要望」との結論である。
- (3) 申立人は、この審査会委員らの見解に基づき、書簡に対する実施機関の対応を確認するために、回答書及び稟議書の確認を求めたものである。

横浜市では通常、市民からの要望については、2週間以内に何らかの対応をすることになっており、何もしないということはありません。

審査会委員が認める今回の書簡のような重要な「市民要望」について、実施機関がこれを処理していないことはあり得ない。不存在とすることは、文書の隠匿の可能性を考慮せざるを得ず、異議を申し立てる。

- (4) 本件異議申立て直後に、実施機関は本件個人に対して連絡文書を送付した事実及び係長と職員が本件個人と面談をした事実が明らかにされた。

2人の職員が約束もなく出張して大事な面談が行われたことは異例の対応であり、本件手紙の内容が極めて深刻な内容を持つ「加害行為の告白情報である」という申立人の主張を証明している。単なる「市民要望」ならば、わざわざ連絡文書を書き、出張許可を取ってまで本件個人に会いに行く必要はない。

職務として面談内容を書面で上司に伝えたであろうし、たとえ「回答は必要ない」との同意を本件個人から取っていたとしても、処理について実施機関内で稟議されない訳がない。

5 審査会の判断

- (1) 地籍調査に係る事務について

地籍調査は、地籍の明確化を図るため、筆ごとの土地について、その所有者、地番及び地目の調査並びに境界及び地積に関する測量を行い、その結果を地図及び簿冊に作成するもので、国土調査法（昭和26年法律第180号）に基づき実施している。

本市の地籍調査に係る事務は、横浜市事務分掌規則（昭和27年10月横浜市規則第68号）に基づき「地籍調査事業に関すること」として、地籍調査課が所掌している。

(2) 本件申立文書について

本件申立文書は、過去に横浜市が地籍調査を実施した地区の特定箇所の地籍調査の内容に関して、本件個人が実施機関にあてた本件手紙に対し、実施機関が回答、返事などの文書を作成したとされる当該文書の全て及び決裁文書である。

(3) 本件申立文書の不存在について

ア 実施機関は、本件申立文書を作成しておらず、保有していないと主張している。そこで、当審査会では、平成25年5月10日に実施機関から事情聴取を行ったところ、次のとおり説明があった。

(ア) 本件手紙を受け、その趣旨を確認する必要があると判断し、連絡文書を送付した上で、本件個人宅に出向いている。本件個人に直接会って話をするという対応をしたため、そこで本件手紙に対する応答は終了し、文書による回答等をする必要がなくなった。よって、本件申立文書は作成していない。

(イ) 「市民の声」事業の実施に関する取扱要綱（平成20年3月21日市広聴第3940号。以下「取扱要綱」という。）第18条には、「市民からの提案」として取り扱うものの要件が定められている。市民からの意見等を「市民からの提案」として取り扱うには、投稿者からの申出又は了解を得る必要がある。本件手紙について、本件個人からは「市民からの提案」として取り扱うことの意味確認ができなかったため、取扱要綱で規定する「市民からの提案」には当たらないと判断した。そのため、必ずしも文書で回答するというものではない。

(ウ) 本件個人との面談に係る出張後の復命については、本件個人と直接会って話し、そこで本件手紙に対する応答は終了したことから、横浜市職員服務規程（平成21年3月達第3号。以下「服務規程」という。）第6条第2項に基づき、口頭で行っている。

イ 当審査会は以上を踏まえ、次のように判断する。

(ア) 取扱要綱第18条第5号には「市民からの提案」として取り扱うものとして、

区局課等に直接寄せられ、「市民からの提案」として扱う旨投稿者から申出のあった又は了解を得た文書等によるものと定められている。

実施機関は本件手紙に関して、本件個人宅に出向いて直接話をするという対応をしているが、本件個人から「市民からの提案」として取り扱う旨の申出はなく、取り扱うことへの了解も得ておらず、取扱要綱第18条に規定する「市民からの提案」として取り扱わなかったとしている。当審査会としては、このような実施機関の説明に、特段不自然な点は認められない。

- (イ) 次に出張後の復命についてであるが、服務規程第6条第2項は「職員は、上司が随行した場合を除き、出張が終了した場合は、復命書を作成し、命令者に報告しなければならない。ただし、軽易な出張の場合又は特に命令者が認めた場合には、口頭により復命することができる。」と規定している。

実施機関は、本件手紙に関しては本件個人と直接会って話をするという対応をしたため、そこで本件手紙への応答は終了し、本件個人との面談に係る出張後の復命については服務規程に基づき、口頭で行ったとしている。当審査会としては、このような実施機関の説明に、特段不自然な点は認められない。

よって、当審査会は、本件申立文書は作成しておらず、保有していないとの実施機関の説明に不合理な点はないと判断した。そのほか本件申立文書の存在を推認させる事情は認められなかった。

(4) 結論

以上のとおり、実施機関が本件申立文書を存在しないとして非開示とした決定は、妥当である。

(第二部会)

委員 金子正史、委員 高橋良、委員 三輪律江

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成24年12月27日	・実施機関から諮問書及び非開示理由説明書を受理
平成25年1月24日 (第221回第一部会) 平成25年1月25日 (第227回第二部会) 平成25年1月31日 (第150回第三部会)	・諮問の報告
平成25年2月1日	・異議申立人から意見書を受理
平成25年3月8日 (第230回第二部会)	・審議
平成25年4月12日 (第232回第二部会)	・審議
平成25年5月10日 (第234回第二部会)	・実施機関から事情聴取 ・審議
平成25年5月24日 (第235回第二部会)	・審議
平成25年6月14日 (第236回第二部会)	・審議